

環境と産業の未来のために

No.
92
2018.10 vol.26



産廃振興財団NEWS

CONTENTS

| 環境再生・資源循環局長就任にあたり

環境省 環境再生・資源循環局長 山本 昌宏

| 本号から各部の取り組みについて紹介

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 福元 治郎

| 「廃棄物エネルギーセンター」を実現する
手法と勉強会の開催について

| 対談:廃棄物資源化構想

田中勝岡山大学名誉教授VS.加藤幸男財団理事長

| 調査研究

| 都道府県の産廃対策〔29〕 山梨県

| 財団のうごき

| 産業廃棄物処理業経営塾OB会



公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

産廃振興財団NEWS

CONTENTS

○環境省から

環境再生・資源循環局長就任にあたり

環境省 環境再生・資源循環局長 山本昌宏 03

○産廃振興財団から

本号から各部の取り組みについてご紹介

公益財団法人 産業廃棄物処理振興財団 福元治郎 05

○資源化推進

「廃棄物エネルギーセンター」を実現する手法と勉強会の開催について

資源循環推進部 06

○対談：廃棄物資源化構想

～田中勝 岡山大学名誉教授 VS. 加藤幸男 財団理事長～

10

○調査研究

プラスチック等が混入した廃棄物地盤中の水の挙動に関する研究(研究結果報告)

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 山脇 敦

14

○都道府県の産廃対策 [29]

山梨県の産業廃棄物処理業者格付け制度について

18

○図書紹介

誰でもわかる!! 日本の産業廃棄物

22

○講習会

建設現場従事者の産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会

23

○産廃懇話会

第64回 産廃懇話会を開催 ―中国の一带一路と環境問題―

24

○財団のうごき

第27回理事会・第17回評議員会

25

○各部の紹介

総務部から

26

○産業廃棄物処理業経営塾OB会

OB会企業紹介

ミナミ金属(株)・(株)ジャパנקリーン 27

○四方山話

頭の良さ

株式会社 明輝クリーナー 大塚翔太 31

表紙画像：世界自然遺産 ハルシュタット(オーストラリア)

環境再生・資源循環局長就任にあたり



環境省 環境再生・資源循環局長

山本 昌宏

環境再生・資源循環局長を拝命しました山本です。

東日本大震災の発生から7年余りが経過しましたが、被災地の復興・創生の取組は道半ばではありますが、一步一步着実に歩みを進めるべく、引き続き、中間貯蔵施設の整備や除去土壌等の輸送、特定復興再生拠点区域における家屋等の解体・除染、放射性物質に汚染された廃棄物の処理等を、安全かつ着実に進めてまいります。また、こうした環境再生の取組を着実に進めるとともに、環境省の施策を総動員して、福島の産業・まち・暮らしの創生に向けた「福島再生・未来志向プロジェクト」を進めてまいります。

併せて、これまで同様廃棄物の適正処理や3Rを推進するとともに、ライフサイクル全体での徹底した資源循環を進め、我が国における資源制約の克服、さらには国内外の資源循環ビジネスの成長や地域活性化を通じた循環型社会の構築を進めてまいります。

産業廃棄物処理業は、事業活動に伴って生じる廃棄物を資源に再生するとともに、再生できない資源を環境上適正に処理をするなど、我が国の社会経済システムに不可欠なインフラであり、地域と共生しながら持続的な発展を図ることが、循環

型社会の構築を進める上で極めて重要となっています。この分野においては、改正廃棄物処理法が今年4月から一部施行され、改正バーゼル法が10月から施行されました。廃棄物の適正処理の一層の推進、いわゆる雑品スクラップの不適正処理対策や有害廃棄物の適正かつ円滑な輸出入の推進に取り組みたいと思います。

産業廃棄物の適正処理の推進については、優良産廃処理業者認定制度の普及や電子マニフェストの普及拡大を図ると共に、産業廃棄物処理業における担い手の確保やIoT等の技術確認を見据え、更なる産業廃棄物処理業の振興策の検討等を行います。また、廃棄物処理法及び産廃特措法に基づき、不法投棄対策を着実に進めるなど、産業廃棄物分野においても推進していくべき課題は多くあると認識しています。

PCB廃棄物については、北九州事業所エリア(中国・四国・九州・沖縄)の各県の変圧器・コンデンサー等につき、平成31年3月末に全国で最初に地元との約束である計画的処理完了期限を迎えます。自治体による改善命令等の行政処分を含む対応が円滑に行われ、確実に処分に至るよう、環境省としても必要な技術的、財政的支援等を行い、計画的処理完了期限の達成に向けて取り組んでま

います。また、プラスチックの資源循環については、資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策、温暖化対策等の幅広い課題に対応する必要があるとともに、環境意識の高まりを背景とした中国等による廃棄物の禁輸措置に対応した国内資源循環体制の構築が喫緊の課題となっています。プラスチックを徹底的に回収し、国内で何度も循環利用するため、産業廃棄物処理業への期待は大きく高まっています。

こうした内容も含め、今年の6月19日に第四次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。本計画では、環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて概ね2025年までに国が講ずべき施策を示しております。

昨年は、全国各地で水害や地震等が発生し、今年も7月には西日本を中心とした豪雨や9月には北海道胆振東部地震が立て続けに発生しました。被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

環境省では、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑に進むよう、これまで蓄積してきたノウハウを活

用して、発災直後から環境省職員及び災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)の専門家で構成された現地支援チームを派遣し、自治体や関係団体、民間事業者等の御協力のもと、災害廃棄物の適正・迅速な処理に関する様々な支援を行っています。引き続き、被災地の早期の復旧・復興に向け、被災自治体と連携して最大限支援を行ってまいります。加えて、毎年のように大規模災害が発生している状況に鑑み、全国レベル、地域ブロックレベル、自治体レベルで、災害廃棄物に関する事前の備えの強化をさらに推進してまいります。

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団におかれましては、都道府県等が行っている産業廃棄物の不法投棄等に対する原状回復に対する基金からの支援、事業者に対する助言・指導、優良な産業廃棄物処理業者に関する情報提供等の幅広い業務を実施していただいております。産業廃棄物処理分野の広がりとともに、産業廃棄物処理事業振興財団の役割も広がってきており、引き続き、産業廃棄物処理事業振興財団及び関係者の皆様のより一層の発展を期待しております。

本号から各部の取り組みについてご紹介



理事・事務局長
福元 治郎

本年は、昨年7月の九州北部豪雨の爪痕も癒えないところに、本年7月にも西日本豪雨により川が氾濫するなどの災害が各地で発生しましたが、台風も多く発生しました。特に7月の台風12号は東から西へ移動するという通常とは異なる異例のコースをたどり、これまでの経験が通用しないとまでいわれました。8月12日から16日まで5日連続で台風が発生しましたが、これは1951年統計開始以来初めてのことだということです。気温も8月以降35度以上の猛暑日が続くという異常気象もみられました。

さらに、忘れてはならないのが地震です。本年9月6日未明に震度7を記録した北海道胆振東部地震がありましたが、平成23年3月11日の東日本大震災、平成28年4月14日の熊本地震は未だ完全に復旧されていない状況で、今後、南海トラフ地震なども予想されており非常に心配です。このような災害は世界各地でも発生しており地球温暖化等、地球全体がおかしくなっているのではないかと恐怖すら感じるところです。

さて、当財団は平成4年12月に設立してから今年で26年が経ちました。昨年は創立25周年ということで、記念事業の一環として6月に神田（千代田区鍛冶町）から現在の事務所（港区虎ノ門）へ移転いたしました。役職員も60名を超える数に

なり前の事務所が手狭になっていましたので、ちょうど良いタイミングで移転することができたと考えております。

現在の事務局は総務部、企画部、業務部、適正処理対策部、技術部、そして本年7月には資源循環推進部を新設し6部体制になっています。また、適正処理対策部には適正処理対策室と土壌処理対策室の2室、技術部には第一技術室、第二技術室、第三技術室の3室を設けました。この体制で産業廃棄物の適正処理を推進していくとともに、循環型社会に向けた取り組みも進めてまいりますので、ご指導ご協力をお願い申し上げます。各部の業務内容等については本財団ニュースでもご説明しておりますが、本号から各部の取り組みについてご紹介することといたしましたので、お読みいただきますようお願い申し上げます。財団ニュースは、平成5年11月に第1号を発刊してから今回で第92号を発刊することになりましたが、第90号からは財団の常勤役員が「産廃振興財団から」と題して、それぞれ思っていることなどを書くことといたしました。また、表紙に世界遺産の写真を掲載することとしたり、用紙の質を変え内容も読みやすくするなど工夫しているところです、今後もさらに充実していきたいと考えておりますので、ご意見ご感想などお寄せいただきますと幸いです。

「廃棄物エネルギーセンター」を実現する 手法と勉強会の開催について

資源循環推進部

1. はじめに

廃棄物は膨大な熱源であるにも拘らず、殆ど有効利用されないまま、むしろ、費用をかけて処理されているのが実情です。その意味で廃棄物を如何にエネルギー化するかは、我が国のエネルギー自立にとって焦眉の急であり、それを抜きに「資源循環型社会の形成」や「CO₂削減による地球環境の保全」などの課題は語れないほどの重要性をもっております。

そこで当財団では、廃棄物のエネルギー化を実現するために、四つの基本コンセプトのもと「地域循環共生型エネルギーセンター」構想を提唱しています(図1)。

基本コンセプトの一つ目は「地域で発生する全ての廃棄物の一体処理、エネルギー化」です。地域で発生する全ての廃棄物資源とは、家庭から排出される廃棄物や産業界から排出される廃棄物とはもとよりのこと、下水汚泥や畜産系廃棄物、剪定枝や間伐材、食品残さといった地域に存在するあらゆる廃棄物を指しています。これらは全てエネルギー源であり、複合・一体的に処理することによって、量的にも質的にも有効にエネルギーに変換することができますし、そうすることによって地産地消エネルギーによる自立した自治の創造につながると考えています。

二つ目は「民間の資本、技術の最大活用」です。地域のエネルギーセンターを建設し、経済合理性をもったパワープラントとして運営するには、民間の活力を最大限に活用し、徹底した合理化と効率化を図る必要があります。その成果が地方自治

体の財政負担軽減やエネルギーの供給として還元されます。

三つ目は「エネルギー化方式の最適化」です。地域によって存在する廃棄物の量や質は大きく異なります。また、必要とされるエネルギーの形もマチマチです。これらの地域事情を加味して、最も有効なエネルギー化方式を採用する必要があります。例えば、焼却炉だけで良いのか、はたまた、バイオガス化方式を加えたコンバインド方式が望ましいのか、その能力規模はどうあらねばならないか等々です。

四つ目は「地域のステークホルダーの参加型施設の実現」です。自治体、廃棄物処理会社、地元企業、住民等あらゆる当該地域の関係者が、各々の役割と責任を明確にした上で主体的に廃棄物エネルギーセンタープロジェクトに参画することが肝要です。そのことによって適切な廃棄物の集荷が担保され、透明なエネルギーセンターの運営が確保されます。まさに、迷惑施設から「おらが地域の誇らしいエネルギーセンター」に見事に転身することができます。

このエネルギーセンターは自治体にとって、財政負担の軽減だけでなく、非常電源の確保やそれを中核とした新しい産業や町づくりに寄与します。地元企業や廃棄物処理会社にとっても安価で適正な処理の実現を可能にする大きな武器となりますし、もちろん住民にとっては新しい雇用も生まれ、何よりも自然共生型に根差した豊かな自治の下での生活が手に入ります。

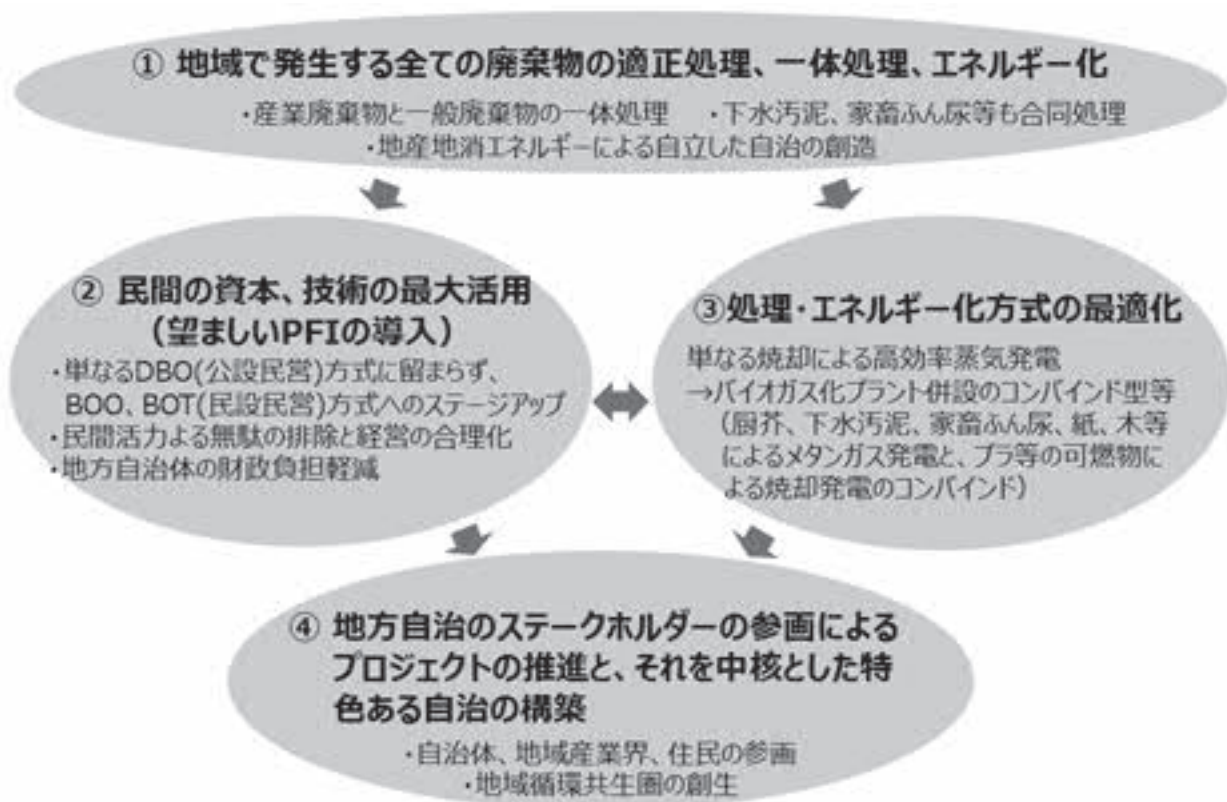


図1 地域循環共生型エネルギーセンター基本コンセプト

2. 構想実現に向けたアプローチ

図2に実現方策を示します。基本的には、自治体の一般廃棄物焼却炉の更新時期に合わせ民設民営の一体処理プラントを建設し、本構想のエネルギーセンターを実現するのが最も望ましいストレートな方策といえます(方策Ⅰ)。しかし、自治体が一廃炉を更新する時点で一廃炉を廃止して民営の一体処理プラントに処理委託をするという決断を議会や住民に同意を得ながら行うのはなかなか難しいのも事実です。また一方で、昨今の廃棄物情勢をみると、未利用バイオマスの存在や中国の廃プラスチック輸入禁止による処理需要の増加、あるいは、海洋プラスチック問題等、早急に対応が必要な廃棄物の存在があります。そして何よりも環境問題を反映した石炭火力発電への抵抗、さ

らには、災害時の非常電源確保など既存のエネルギー源に代わる新たな発電システムの登場が日に日に高まっております。電力会社としても、CO₂問題で化石燃料ダイベストメントの風が吹くなかで、早急に新たな熱源が必要な訳で、廃棄物発電へのムーブメントも起っております。

そこで、まずはこういった早急に対応が必要な廃棄物を対象とした民設民営でエネルギーセンターを先行して創るという方策も求められます(方策Ⅱ)。そしてその産業廃棄物を中心としたエネルギーセンターが地域のエネルギーセンターとしての信頼感を醸成していくなかで、自治体の焼却炉の更新時には、一般廃棄物も受け入れて、最終形の地域循環共生型エネルギーセンターの実現を目指すことも有効な方策と考えられます。

- 【方策Ⅰ】自治体の一廃炉更新時期に合わせ、民設民営の一体処理プラントを建設し、モデルの実現を期す
 【方策Ⅱ】民間先行型の２段階ステップでモデルの実現を目指す

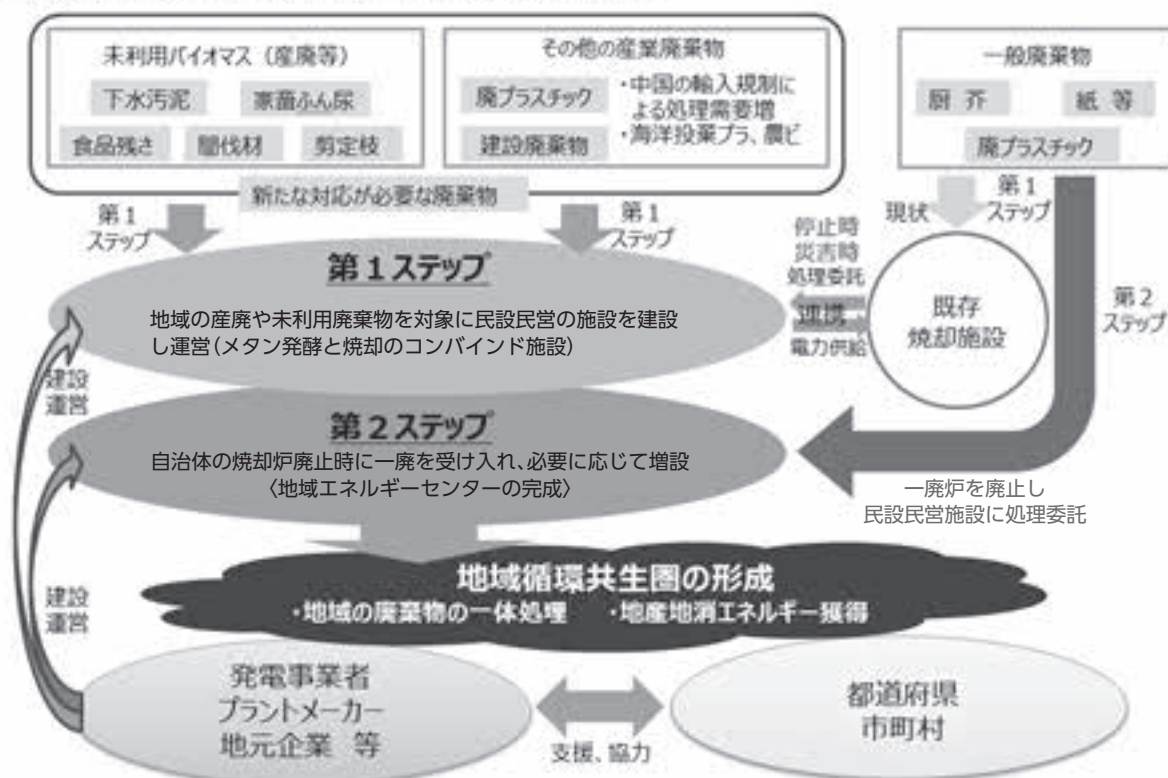


図2 地域循環共生型エネルギーセンター実現方策

3. 実現に向けた勉強会の設置

これに類似した構想は、これまでも考えられてきたことですが、なかなか実現に至っていません。その原因は色々ありますが、一つには「地域というくくりの重要性」とか「全ての廃棄物は宝」という意識よりも、「廃棄物はヤッカイ物」とか「一廃と産廃は別物」という意識が根強くあったことが挙げられます。それともう一つは、この地域循環共生型のエネルギーセンターをつくるという強い意欲をもった推進母体が生まれなかったことも大きな理由の一つであったと思います。この構想の実現には多くの関係者の協力、あるいは、参画が必要になってきますが、これらをまとめ上げる努力は並大抵ではありません。図3に地域循環共生

型エネルギーセンター構築のために必要となる各関係者の役割を示します。真の地域循環共生圏を創り上げるには、各々関係者が課題を出し合い、知見を持ち寄り、地域の状況に合わせてどのように実現すべきかを具体的に考えていく必要があります。近い将来には、地域地域で図3のように関係者の連携が図られるものと考えられますが、当財団では、先導的に地域循環共生型エネルギーセンターを構築するための推進母体をつくるお手伝いをしたいと考えており、具体的な事案を対象とした関係者による勉強会の設置を提案しています。この勉強会は、総論を机の上で議論するという従来型のものではなく、地域を特定して、そこで「誰が、どんなエネルギーセンターをつくるのか。

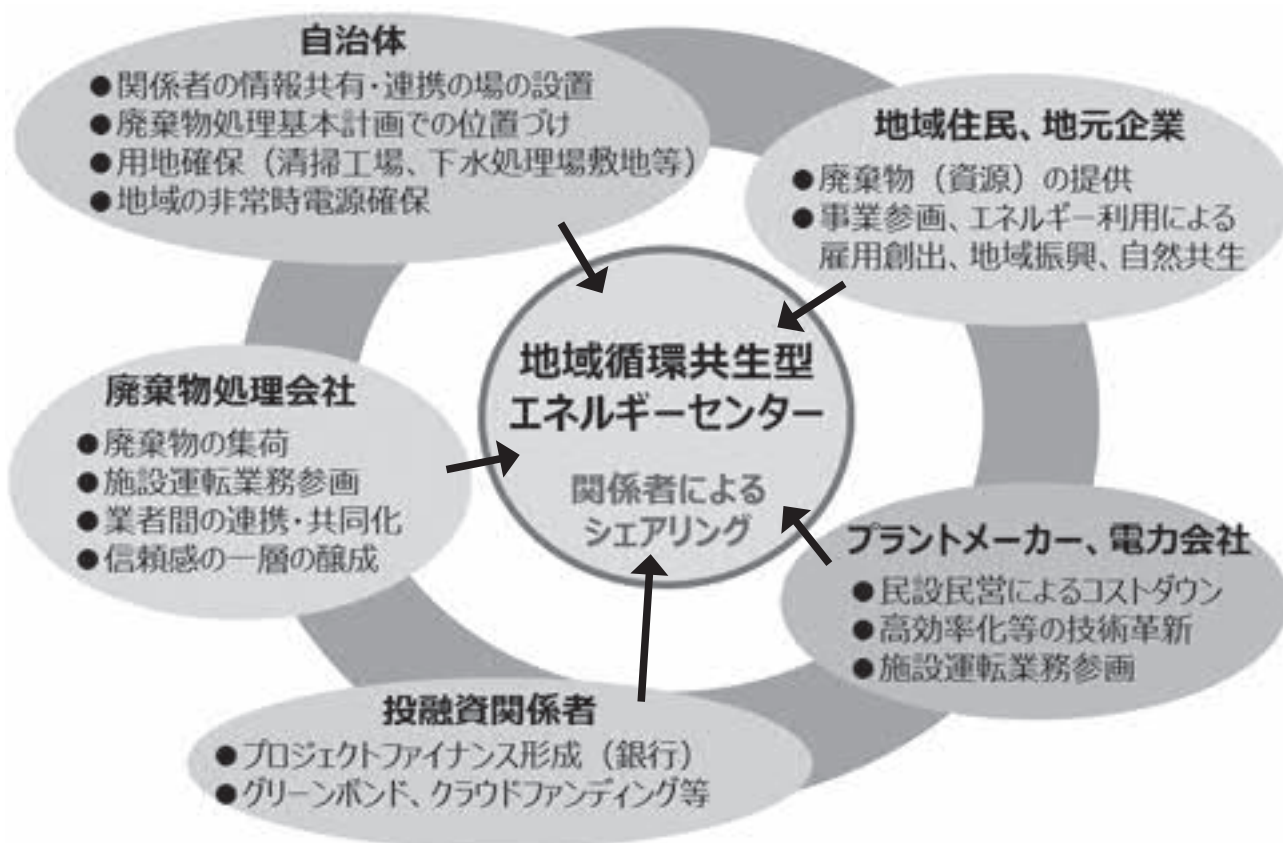


図3 地域循環共生型エネルギーセンター実現に向けた関係者の役割

その実現のための戦略は「何なのか」を具体的に検討し、行動する勉強会をイメージしております。エネルギーセンターを中核とした豊かな地域づくりに向けて関係者全員がWin-Winになるような仕組みを考えるための場になればと思っ

ています。自治体、廃棄物処理会社、地元企業、プラントメーカー、コンサルタント会社、有識者等、関係者の方々のご協力、ご支援を期待しています。

お問い合わせ先

担当：まるこ さとみ やまわき あつし
円子 聖、山脇 敦

電話：03-4355-0155 E-メール：suishin-team@sanpainet.or.jp

対談：廃棄物資源化構想

～田中勝 岡山大学名誉教授 vs. 加藤幸男 財団理事長～

廃棄物資源化構想の実現に向けて、田中勝・岡山大学名誉教授と、加藤幸男・公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団理事長とが対談（平成30年8月29日、東京）を行いました。対談要旨は以下のとおりです。

（以下、敬称略）

加藤： 当財団では、既にご承知かと思いますが、全ての廃棄物を無駄にすることなく、エネルギー化することによって、我が国のエネルギーの自立と循環型社会の形成を目指していこうと提唱しております。この点、先生はどのようにお考えでしょうか。

田中： 焼却処理の変革には、①オープンダンピングでの自然発火等の非意図的焼却、②埋立処分場の延命を目的とした簡易施設での焼却、③黒煙対策等の排ガス処理を伴う焼却、④ダイオキシン対策等の高度な排ガス対策を伴う焼却、⑤温暖化対策、再生可能エネルギーの回収及び収益の増大を目指すWtE（Waste to Energy）施設での焼却、の①～⑤ステージがあります。日本は⑤ステージの変革まで来ていますが、効率面ではまだまだ欧米の域に達していないので、⑥ステージへの変革が必要です。

加藤： では、⑥ステージの変革を進めるために、何が重要になるのでしょうか。



田中先生

田中：一言でいえば、廃棄物を大量に集めることが最も重要です。そのためには、一般廃棄物(一廃)も産業廃棄物(産廃)も併せて処理を行うことが望ましいし、これからの廃棄物処理の仕組みとして、民間主体で廃棄物処理サービスを提供すると共に、発電事業を行う廃棄物発電会社を創ることが必要だと思います。

加藤：全く同感です。そこで当財団では、まさにそのための勉強会を計画していますが、是非とも先生にご参加いただきたいと思います。ところで、当該勉強会で特に注力すべき点について、どのようにお考えでしょうか。

田中：廃棄物資源化構想の実現に向けた勉強会を開催する場合、「何をすべきか」「何故そうすべきか」は多くの人たちに理解されているため、メンバーは「どのように実現するか(How)」の議論をすべきです。専門家を呼ぶ場合、毎回テーマを絞り、「このテーマならこの人」のように特定の専門分野に相応しい専門家をスポットで呼んだ方が良いでしょう。また、できれば具体的な地域をターゲットにして、その地域地域に合った具体的モデルを策定して、それを関係者に提案していくアクションを伴う勉強会にしなければなりませんね。

行政側には、チップングフィーと処理責任についてディスカッションに参加してほしいです。特に処理責任について「全部自分で処理する必要はなく、計画を作って事業者任せられればいい」との認識を持って頂ければと思います。

中国では、民間の投資家集団が主体となってBOT型(民設民営)事業として廃棄物処理事業を展開しています。日本でも、これまでのDBO型(公設民営)PFI事業から一歩も二歩も進めて、BOT型事業を成立させるノウハウを培うべきです。例えば、クラウドファンディング形式なら、「環境にいいなら出資したい」と考える投資家を取り込めるため、そういうことも考えた方が良いでしょう。

加藤理事長は、国内のWtEの現状、特に産廃について、どのようにお考えでしょうか。

加藤：一廃については、先生がおっしゃったとおり、かなりWtEが進んできておりますが、効率化する余地は大いにありますね。その理由は2つ。一つは、先ほどいわれたとおり広域化の限界から量が少ないこと。二つ目は、自治体の仕様が高すぎて発電事業として見た場合には、コストがかかりすぎていると思います。

一方、産廃については、残念ながら焼却処分されている比率も低く、これが発電付の焼却となると数える程度しかありません。その原因として、カロリーの変動が激しく、それに対応する発電技術がついていないのが実情です。そこで、発電事業を成立させるためには、廃棄物の質・量とも確保するという観点から、一廃と産廃を一体処理することが有効になってきます。

ところで、その場合、発電システムは焼却だけで良いのかという問題があります。勿論、焼却がメインシステムであることは当然ですが、あらゆる種類の廃棄物を有効にエネルギー化するとした場合、それ以外

のシステムと焼却を組み合わせる必要があるのではないかと考えています。例えば、下水汚泥や工場排水汚泥のように水分量が多く、必ずしも焼却に適さない廃棄物も結構あります。これらはメタン発酵してガス発電した方が有効だと思います。

この点、先生はどうお考えですか。



加藤理事長

田中： 確かにそういう点ではありますが、一方で日本ではなかなかメタン発酵が普及していないのも事実ですね。その原因としては、技術的なトラブルや採算性の悪化により途中で事業が頓挫するケースが多いことにあるのではないのでしょうか。FITがあるから今のうちにメタン発酵をやろうというのは、国民に対して望ましい姿勢ではなく、最も低コストのシステムを採用すべきと考えます。加藤理事長がおっしゃるように焼却に加えてメタン発酵も行くと、手間もコストも増え、これが事業を阻害する原因になるのではないかと危惧しますが、どうでしょうか。

加藤： 確かに、今、日本で行われているメタン発酵は、下水汚泥と家庭ごみを対象にしているものが多く、産廃の工場排水汚泥とか家畜ふん尿とかも対象とした技術はまだこれから先の観はありますね。しかし、それを可能にする、例えば、従来の湿式から乾式への技術転換など、徐々に進

んでおりますし、期待度は大きいですね。ヨーロッパではMBT(機械生物処理)と焼却の組み合わせが殆どです。

田中： 財団構想における「地方自治のステークホルダーの参画によるプロジェクトの推進と、それを中核とした特色ある自治の構築」という目標は良いと思うので、関係者全員が「この事業を成功させよう」と思える仕掛けを考えるべきです。

加藤： 田中先生がおっしゃるとおりで、まずは地域の関係者に「自分たちの地域の中で廃棄物資源が循環する」「その資源循環というループがかけがえのない地産地消のエネルギーを産み出す」という未来の姿を思い描いてもらうことに対しても、財団としてサポートしていきたいと考えています。

田中： また、勉強会では、広域化と集中化を進める国の方針と、エネルギーになるものはサーマルリサイクル、ガラスや金属などエネルギーにならないものは物質的なリサイクルに回す考え方を明確にして共有しておきたいです。

我々が生きている間に、廃棄物資源化構想を1か所でも2か所でも実現させましょう。

加藤： 我々が生きている間といわず、この1～2年でプロジェクト成立の目途をつけたいですね。今日はありがとうございました。

プラスチック等が混入した 廃棄物地盤中の水の挙動に関する研究 (研究結果報告)

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 山脇 敦

産業廃棄物安定型最終処分場等のプラスチック等が混入した廃棄物地盤中の雨水の浸透特性等の水挙動に関する研究結果¹⁾をとりまとめましたので、研究結果の概要を報告致します。

はじめに

産業廃棄物安定型最終処分場や不法投棄等現場等のプラスチック等が混入した廃棄物地盤は、図1左のように、プラスチックが複雑に屈曲して内部に大きな空隙を抱えて堆積し、水平方向に卓越して存在しています。また、プラスチック等の個々の廃棄物のサイズは10cm以上のものも多く、

通常の土砂地盤の粒径に比べ格段に大きくなっています。このため、プラスチック等が混入した廃棄物地盤は、①既往の土質試験法の適用が困難な場合が多く、②③長尺のプラスチック等による引張抵抗効果によりせん断強度や支持力特性が土砂地盤とは大きく異なり、④主に水平方向に堆積したプラスチック等により雨水の流下阻害が生じ通常の土砂地盤とは水の流れ方が異なることが想定されます(図1右)。

このうち①～③については既に研究結果を公表しております²⁾。今回は、④の地盤中の雨水の流れに関する研究結果についてとりまとめました。

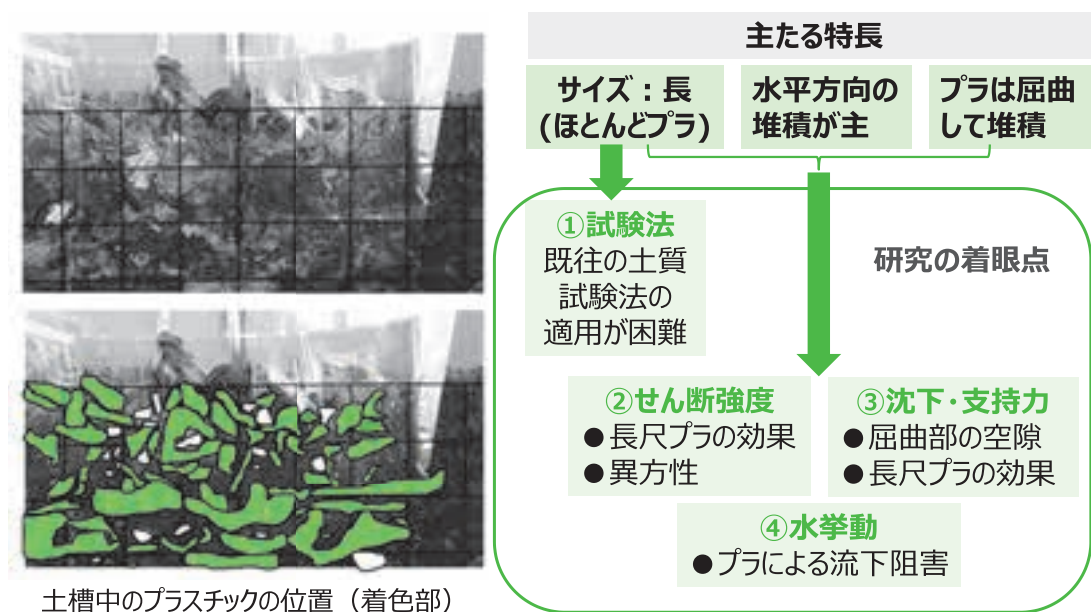
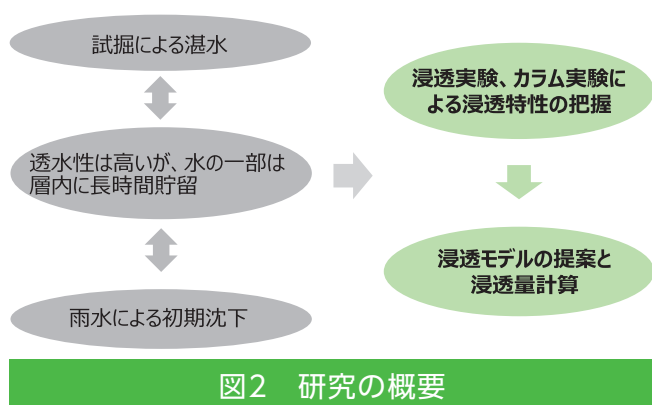


図1 プラスチック等が混入した廃棄物地盤の特長と研究の着眼点



1. 研究メンバー(論文共著者)

山脇 敦(財団)、土居 洋一(長野県短期大学)、川崎幹生(埼玉県環境科学国際センター)、大嶺聖(長崎大学)

2. 研究方法

中部地方のプラスチック等が混入した安定型処分場で試掘を行ったときに試掘6時間後から徐々に湛水し始めたことや、現場での注水実験結果で

プラスチック等が混入した廃棄物地盤は透水性が極めて高いものの水の一部は長時間層内に留まることが確認されたことを受けて、浸透実験やカラム実験を行って、雨水の地盤への浸透モデルの提案や浸透量計算を行いました(図2)。

3. 研究結果の概要

(1) 浸透実験結果

一側面がアクリル板の1m×1m×1mの土槽を用いた浸透実験の結果を図3に示します。中部地方の安定型処分場から採取した廃棄物試料に15mm(15ℓ)を30分間で均等に注水したもので、注水10分後と30分後の画像が図3です。水の浸透に凸凹はありますが、時間経過とともに水平方向全体にも徐々に浸透が進んでいます。水の到達は、10分後は最深0.07m、30分後は最深0.15mで、流下速度は、それぞれ $1.2 \times 10^{-4} \text{m/s}$ 、 $0.8 \times 10^{-4} \text{m/s}$ であり、時間経過とともに(下層側ほど)流下速度が遅くなっています。

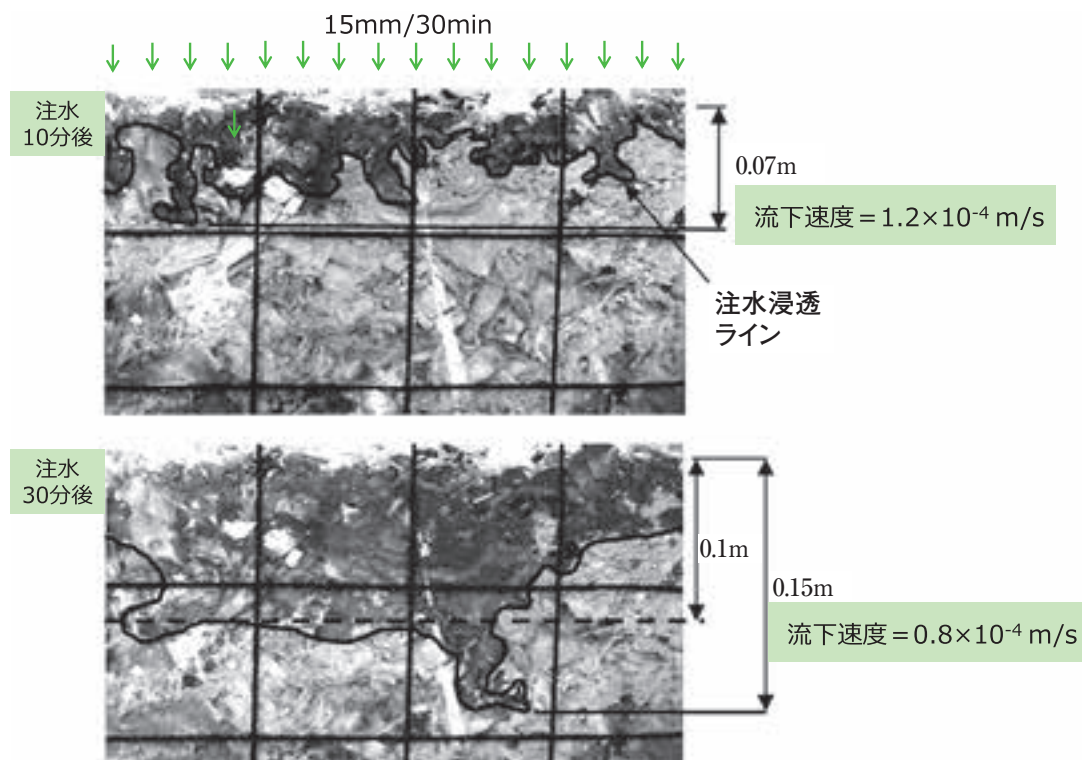


図3 1m³土槽を用いた浸透実験結果

(2) カラム実験結果と浸透イメージ

廃棄物地盤中の雨水浸透形態を調べることを目的に、ドラム缶大のカラムを用いた実験を行いました。浸透実験やカラム実験の結果から、プラスチック等が混入した廃棄物地盤中の水の流れのイメージは図4左のようであり、モデル的には図4右のような貯留関数（容器に貯えられた水の切り欠きからの流出に相当）で表されることが推察されました。

カラム実験による実際の時間－排水量曲線と、貯留関数による排水量の計算結果を図5左に示します。図5左から、カラム実験の排水量は、貯留関数により近似できていることが分かります。

また、一連のカラム実験結果と実現場（中部地方の安定型処分場）への貯留関数の適用結果を図5右の表に示します。貯留関数で近似できたのは、プラスチック等が混入した現場からの採取試料と、同採取試料の10cm篩以下（10cmアンダー試料）と、プラスチック等が混入した実現場であり、プラスチック等の表面積が小さい2cmアンダー試料や山砂には適用できず、貯留関数はシート状

（100cm²程度かそれ以上）のプラスチック等が混入した地盤で適用可能性があります。また、実験値に近似させて得られた貯留関数の定数をみると、 K は⑤再注水と山砂を除けば廃棄物サイズが大きいほど値が大きい傾向があり、 C は廃棄物サイズが大きい中部試料の値が大きくなっています。したがって、貯留関数で表される貯留現象は、廃棄物サイズが大きいほど任意の貯留量に対する排水量が小さくなり、ゆっくりと長く排出が続くと考えられます。

(3) 結果のまとめ

今回の研究によりプラスチック等が混入した廃棄物地盤に関して、以下のことが把握できました。

①水挙動について

- ・雨水は地盤中を不飽和状態で（地盤の斜面安定性の悪化要因である残留水圧は発生しにくい）、プラスチック等の凹部等に貯留しながら流下。
- ・雨水の流下速度は下層ほど遅くなる。
- ・廃棄物サイズが大きいほど貯留効果が大きく、排水はゆっくりと平準になる。
- ・このため、プラスチック等が混入した処分場で

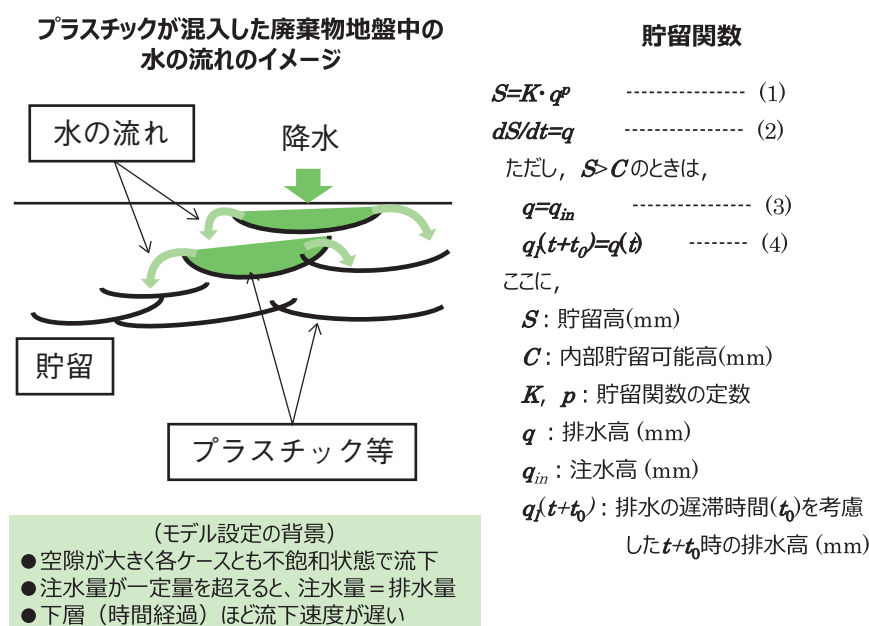
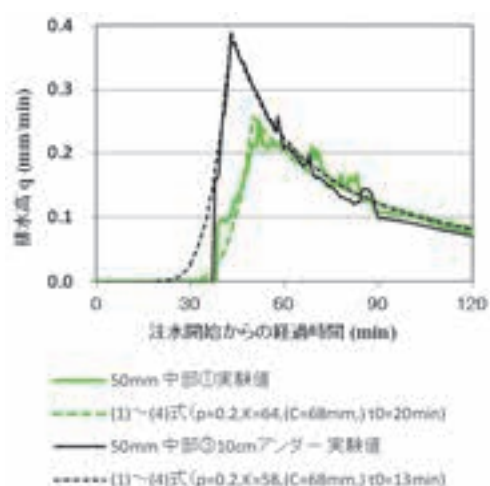


図4 プラスチックが混入した廃棄物地盤中の水の流れのイメージ(左)と貯留関数(右)



排水高 (q) – 経過時間 (t)

貯留関数の適用結果一覧

ケース			注水量 (mm)	貯留関数の定数				貯留関数による 排水量の近似結果
				p	K	C (mm)	t_0 (min)	
カラム 実験	中部 試料	① 採取試料	50	0.2	64	68	20	近似
		② 採取試料	100	0.2	64	68	4	近似（ピーク部矩形）
		③ 10cmアンダー	50	0.2	58	---	13	近似
	関東 試料	① 採取試料	50	0.2	45	58	4	近似
		② 採取試料	100	0.2	45	58	4	近似
		③ 2cmアンダー	50	0.2	32	---	4	ピーク部近似不能
		④ 採取試料緩締め	50	0.2	45	---	3	近似
		⑤ ①に再注水*	25	0.2	30	---	5	近似
	山 砂		25	0.2	40	---	110	近似不能
	実現場（中部A1現場）			実降雨	0.647	300	3000	11520

注1) *: 1回目の注水(50mm)の6ヶ月後に、25mmを再注水。

再注水時の1回目注水の残水量(貯留高)は9.3mm。

注2) カラム実験は1分単位、実現場は日単位の計算結果による。

図5 カラム試験結果への貯留関数の適用例(左)と適用結果一覧(右)

は、排水のピーク量抑制効果が生まれ、処分場流末までの到達時間が長くなるとともに、処分場流末からの排水量は降水量にあまり関係なく平準になる。

②浸透量解析方法について

- ・シート状(概ね100cm²程度かそれ以上)のプラスチック等が混入している場合は、貯留関数で浸透量を表すことが可能。

③その他、沈下や水質との関係

- ・埋立初期の低密度状態ではプラスチック等の凹部に貯留した水の重さにより沈下が生じることや、水が長期間プラスチック等の凹部に貯留することにより排水中のTOC(全有機炭素)値が上昇し得る。

おわりに

研究結果をもとに、「プラスチック等が混入し

た廃棄物地盤の利活用のための地盤評価マニュアル(案)」を平成30年8月17日に改訂し、ホームページ上で公開しています(<http://www.sanpainet.or.jp/service03.php?id=3#heading9>)。プラスチック等が混入した廃棄物地盤の特性を活かした地盤の有効利用が進むことを願っています。また、プラスチックが混入した廃棄物地盤の力学特性や水挙動をふまえた合理的な安定型処分場の設計法等に関する研究を進めており、その結果は順次報告して行く予定です。

【謝辞】本研究は平成25~27年度「環境研究総合推進費補助金」(課題番号3K133011)の支援を受けて行われました。

プラスチック等が混入した廃棄物地盤に関する一連の研究により、長崎大学から学位(博士・工学)を授かりました。長崎大学・大嶺聖教授を始めご指導を頂いた先生方、並びに現場実験等の際にご支援を賜った関係の方々には深く感謝致します。

参考文献

- 1)山脇敦, 土居洋一, 川崎幹生, 大嶺聖: プラスチック等が混入した廃棄物層の流出応答と沈下, 廃棄物資源循環学会論文誌, 第29巻, pp.139-151, (2018.7)
- 2)山脇敦, 土居洋一, 大嶺聖: プラスチック等が混入した廃棄物地盤の強度特性と現場試験方法, 土木学会論文集C(地圏工学), Vol. 73, No. 2, pp.212-223, (2017.6)

都道府県の 産廃対策

第 29 回

山梨県

山梨県産業廃棄物処理業者 格付け制度について

山梨県森林環境部環境整備課

<格付け制度とは>

山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度は、産業廃棄物の適正処理に加え、地域貢献や環境保全等に取り組む優良な産業廃棄物処理業者を格付け・公表し、事業者が優良な処理業者を積極的に利用することを通じて、優良業者の増加による処理業全体の底上げ、産業廃棄物処理業に対する県民理解の増進を図るものである。

<制度導入のきっかけ>

山梨県では、将来にわたり県内の産業廃棄物を適正に処理していくため、平成29年3月、産業廃棄物に関する施策の中長期的な方向性を示す「山梨県産業廃棄物適正処理推進ビジョン」を策定した。

本ビジョンでは、産業廃棄物処理業を快適な県民生活と活力ある県内経済を支える産業と捉え、その健全な発展を支援していくこととし、①排出事業者の意識改革と取組の促進、②優良

な処理業者の育成、③再生利用困難物などの再生利用の促進、④産業廃棄物処理業に対する県民理解の醸成の4つの視点から施策を実行することとした。

県ではその具体的な施策として、平成29年度には排出事業者の自主的な排出抑制等の取り組みを支援し、評価・認定する「チャレンジ産廃3R事業」や、事業者による再生利用の取り組みに対して専門的な助言を行う「再生利用技術アドバイザー事業」をスタートさせる一方、産業廃棄物処理業者の資質向上の取り組みを支援し、優良業者の育成を図る目的で、本県独自の処理業者評価制度の検討を行ってきた。

<検討の経過>

制度の導入にあたっては、他自治体の先行事例を参考にしつつ、県職員と一般社団法人山梨

制度のイメージ

県内に事業所がある産業廃棄物処理業者 848者（平成30年3月時点）

格付け
（評価基準は5つに分類）

適正処理が確保され、地域貢献や環境保全等に取り組む産業廃棄物処理業者

HP等で公開し、排出事業者に
優良な処理業者の積極活用を啓発

格付け事業者の利用の促進→地域貢献や環境保全等に取り組む事業者が増加
産業廃棄物処理業全体の底上げ、県民理解の増進

県産業廃棄物協会役員とで構成する制度導入研究会を設置し、約半年間にわたって検討を重ねてきた。

研究会では、協会会員へのアンケートを実施するなど、事業者からの意見をいただきながら、次のとおり制度の考え方(骨子)をまとめた。

- (1)対象となる事業者は県内の処理実績を有し、処理基準等に適合している者に限るものとする
- (2)事業者からの申請に基づき、県が評価を行う
- (3)事業者のステップアップにつながるように、☆～☆☆☆☆の格付けをする
- (4)法の優良認定業者数を増加させるため、☆を重ねることで、法の優良認定の取得が可能になるように、評価項目の整合を図る
- (5)地域への貢献、環境保全への取り組み、情報公開に積極的な事業者を高く評価する
- (6)事業規模で評価に差が出ないように、評価項目を設定する
- (7)より高みに立った努力をしている事業者への差別化を明確化するとともに、優良な事業者への取り組み促進のため、基本的な取り組みも評価する

(8)評価を受けた事業者に対するメリットについて考慮する

その後、研究会でまとめた骨子を基に具体的な評価項目と基準について検討を行い、平成30年3月の県環境保全審議会を経て制度を策定した。

そして周知期間を経た平成30年6月、「山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度」として運用を開始した。

<格付け制度の概要>

◇申請資格等

申請の資格は、山梨県内で3年以上の処理実績を有し、さらに次のとおり法違反による行政処分等を受けていない事業者としている。

- ・過去5年にわたり、特定不利益処分(廃棄物処理法に基づく改善命令、事業停止命令等)を受けていないこと
 - ・過去5年にわたり、山梨県から廃棄物処理法に係る文書勧告を受けていないこと
 - ・廃棄物処理法施行規則第9条の3第7号に規定する法人税等及び社会保険料、労働保険料の滞納がないこと
- 申請については、許可の種類ごと、その申請時とする。ただし、初回については許可の有効範囲内で任意に行うこ

とができる。

なお、格付けの申請については、法の優良認定制度と同様に手数料は不要である。

◇評価基準

評価基準は、別表のとおり①～⑤の区分に分類され、社内研修や施設の整備点検の実施など、比較的経費をかけないで実施できる基本的な取り組みを評価する「ベーシック」と、CO₂の排出削減や高齢者雇用など、より発展的な取り組みを評価する「アドバンスト」の項目で構成している。

項目数については処分量が計30項目、収集運搬業が計27項目となっている。

◇審査手続き

格付け制度に係る申請書の添付資料は、申請者の事務負担を軽減するため、次のとおり、必要最小限としている。

- ・申請適格性を確認するための書類(納税証明書、誓約書等)
- ・評価項目適合申告書[A4用紙1枚]

このため、格付け審査にあたっては、県職員が事業所を訪問し、評価項目適合申告書どおりの取り組み等となっているか、申請者の実施記録簿等を確認することとしている。

◇格付けの方法

評価基準の適合数により4段階(☆～☆☆☆☆)で格付けを行う。基本的には適合する

数で☆の数が決まるが、ベーシックの項目については一定数適合する必要がある。
なお、☆☆☆☆については、

法の優良認定を取得することで初めて格付けが可能になる。

基準の適合数による☆の数

☆ : 環境に配慮した取り組みや地域活動・地域貢献等に取り組んでいる
(①～③のBの基準を5個以上満たす)

☆☆ : 環境に配慮した取り組みや地域活動・地域貢献等に積極的に取り組んでいる
また、事業に透明性があり、財務体質が健全である

【処分業者】

①～③の基準を12個以上、④の基準を2個以上、⑤の基準を1個以上満たす

【収集運搬業者】

①～③の基準を11個以上、④の基準を2個以上、⑤の基準を1個以上満たす

☆☆☆ : 環境に配慮した取り組みや地域活動・地域貢献等により積極的に取り組んでいる
また、事業に透明性があり、財務体質が健全である

【処分業者】

①～③の基準を16個以上、④の基準を6個以上、⑤の基準をすべて満たす

【収集運搬業者】

①～③の基準を14個以上、④の基準を4個以上、⑤の基準をすべて満たす

☆☆☆☆ : ☆☆☆の事業者のうち、法の優良産廃処理業者認定制度の認定を受けている

【評価基準】

分類	評価基準	
	ベーシック(B)	アドバンスド(A)
①環境保全や安全対策の取り組み	・廃棄物処理に関する社内研修・教育を実施している ・施設の保守点検表を整備し、日々点検している ・行政や民間主催の廃棄物や環境に関する研修会に参加している 等 (処：5，収：6)	・CO₂の排出削減に取り組んでいる ・環境マネジメントに関する認証を取得している ・定期的に事業場周辺の環境調査を実施している 等 (処：5，収：5)
②廃棄物処理に関する啓発活動	・見学者の受入れを行っている (処：1)	・排出事業者向けに分別等の助言を行っている 等 (処：2，収：2)
③地域活動・地域貢献等	・地域の清掃活動への参加をしている ・苦情受付窓口を設置している (処：2，収：2)	・高齢者又は障害者を積極的に雇用している ・環境調査の結果を公表している ・地域と公害防止協定等を締結している 等 (処：5，収：4)
④事業の透明性	・会社情報、許可の内容、財務諸表を公表している ・電子マニフェスト制度に加入している 等 (処：8，収：6)	
⑤財務体質の健全性	・直前3事業年度のいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上 ・直前3事業年度の経常利益の平均がプラスであること (処：2，収：2)	

◇格付けの結果

格付けをした事業者には、「☆マーク」（下図を参照）を付与した処理業許可証を交付する。

また、県のHPで事業者の公表を行う。

格付けの有効期間について、法の優良認定制度と同じく処理業許可の有効期間とするが、その期間中に1回だけ再申請を認め、☆のランクアップにつなげることを可能なものとしている。

なお、格付けを受けた事業者が、有効期間中に廃棄物処理法に違反して県から不利益処分や文書勧告を受けた場合は、格付けを取り消すこととしている。

◇課題

約2ヶ月の周知期間を置いて制度の運用をスタートさせたが、今のところ申請数は5件（平成30年8月現在）と決して多くはない。

その理由として、①制度に関する周知がまだ不足していること、②制度導入から日が浅く、格付け取得事業者の優遇措置等メリットが見えてこないこと、の2点が挙げられる。

また、格付けに意欲的な事業者の中には、あらかじめ☆をより多く取得できるような環境が整ってから申請を行おうとしている事業者が少なからずあるこ

とが判明し、「できれば☆1つからステップアップしてほしい」という県の考え方と違いが生じている。

◇これから

本制度は導入から3ヶ月しか経過しておらず、前述のとおり申請数はまだ少ない。格付け事業者が増え、排出事業者が格付け事業者を活用するようになって初めてこの制度が活きてくるものであるため、県としては引き続き、県内の処理業者に対して格付け取得を啓発していくこととしている。

また、平成30年3月31日現在、本県内に事業所を有する廃棄物処理業者は延べ848社であるが、このうち優良認定事業者は延べ17社にとどまっている。このため、全国で通用する優良認定事業者を増やすためにも、格付け制度を通じて、本県の産業廃棄物処理業者の育成を図っていくこととしている。



許可証に付与する☆マークの例

誰でもわかる!! 改訂 7版 日本の産業廃棄物

〔監修〕 環 境 省

〔編集〕 公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団



B5判・48頁 定価 800円(税別) 監修：環境省 発行：平成29年7月

【お申込先】 (公財)産業廃棄物処理事業振興財団 担当：碧海^{おおみ}

TEL03-4355-0155 FAX03-4355-0156

(書籍の概要、購入方法の詳細等はホームページを参照)

建設現場従事者の

産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会

[リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰(平成26年度)]受賞講習



出張講習の開催状況(豊田市主催：平成30年5月31日)

定期講習

開催場所：当財団会議室

★総合管理コース

開催日：平成31年 1/18

時 間：10:00~17:00

受講料：10,000円

CPDS：6unit

★産業廃棄物コース

開催日：平成31年 2/15

時 間：13:00~16:00

受講料：4,000円

CPDS：3unit

★残土・汚染土コース

開催日：平成30年 11/16

時 間：13:00~16:00

受講料：4,000円

CPDS：3unit



出張講習

おおむね10名以上で希望される場合は講師を派遣します。

- ・ 土、日、祝日、夜間の開催も可能
- ・ 講習会場(会議室等)は申込者様にて用意
- ※ 講習後(人数確定後)に受講料の請求となりますので、受講者数が未確定でも開催可能です。
- ※ 開催条件に応じて継続学習(CPDS)の認定が可能です。

【問合先】(公財)産業廃棄物処理事業振興財団 担当：^{おおみ}碧海
TEL 03-4355-0155 FAX 03-4355-0156

(詳細は当財団ホームページを参照)



講習テキスト

第64回 産廃懇話会を開催

—中国の一带一路と環境問題—

6月20日、産廃懇話会を開催しました。当財団の青山周常務理事（前経団連中国室長・中国事務所長）が「中国の一带一路と環境問題」について説明しました。説明の概要は以下です。

(1) 中国のIT化が進展しています。電子マネーが普及し、街中の買い物もスマホでQRコード決済しています。スマホさえあれば、タクシーの配車サービスやシェアリング自転車も気軽に利用できます。アリペイでは利用者の信用を350点から950点で評価する「格付け」まで行っております。ドローンによる物流、自動車の自動運転なども実用化に向けて急速に進展しています。顔認証も急速に普及しています。

(2) 先端産業で米国と肩を並べるまで成長した中国は今、国際社会においてプレゼンスを高めています。こうした中国が打ち出した対外戦略が「一带一路」です。習近平は2013年9月に「シルクロード経済ベルト構想」を、同年10月には「21世紀海上シルクロード構想」を公表しました。

(3) 中国政府が公表した一带一路構想には「国際生産能力協力」が謳われております。国内の余剰生産能力を輸出し、国内産業の高度化を促進する「万能薬」が期待されております。しかし、発電所などインフラや工場の移転により、中国の環境問題まで海外に輸出されてしまうとの懸念が広まりました。そのため、中国は一带一路構想のグリーン化をめざす政策を公表するとともに、「国際生産能力協力は遅れた産業施設を海外に移転するものでない」と発信するなど、懸念の払しょくに努力しています。



最新の中国情勢を説明

(4) 2012年に中国共産党のトップになった習近平が就任早々に打ち出したのが「美しい中国(中国語：美麗中国)」の実現です。中国は現在、大気、水、土壌の対策を三大戦役と呼んで改善に取り組んでいます。2014年にあるフリーカメラマンが劣悪な環境下で廃プラリサイクルに取り組む家族を撮影したドキュメンタリー映画「Plastic Kingdom」を公表しましたが、これを契機として廃棄物問題への社会の関心が高まり、通関規制強化の動きも加速化されました。

(5) 中国と中華民族を復興させることが習近平政権の重要な目標ですが、環境問題の克服ははずすことのできない最重要課題に位置付けられています。現状として中国の環境問題は深刻な状況にありますが、IT化のように今の中国の変化は想像を超えるものがありますので、今世紀半ばに中国はかつての環境問題を克服した「環境強国」になる可能性があります。一部の中国の研究者はSDGsに注目しています。日本と中国との連携の可能性はますます増大していくと思われます。

第27回理事会・第17回評議員会

平成30年9月26日（水）に第27回理事会及び第17回評議員会が開催され、それぞれ以下の議案について承認を頂きました。

第27回理事会

- 第1号議案 「債務保証の履行」に関する件
- 第2号議案 「平成30年度収支予算の変更」に関する件
- 第3号議案 「適正処理推進センター運営協議会委員の選任」に関する件

選任された適正処理推進センター運営協議会委員は以下のとおりです。

- 前任 古敷谷裕二 （公社）全国産業資源循環連
合会 理事
- 後任 毎田正男 （公社）全国産業資源循環連
合会 監事

第17回評議員会

- 第1号議案 「債務保証の履行」に関する件
- 第2号議案 「平成30年度収支予算の変更」に関する件
- 第3号議案 「理事の選任」に関する件
- 第4号議案 「評議員の退任」に関する件

選任された理事、退任された評議員は以下のとおりです。

1. 理事

- 前任 門山泰明 全国都道府県議会議長会 事務総長
- 後任 株丹達也 全国都道府県議会議長会 事務総長

2. 評議員

- 退任 谷津龍太郎 前 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 代表取締役社長

● ● ● 各部の紹介 ● ● ●

総務部から

「総務部職員として、
Be involved in the management
の気持ちで」



総務部
中島 文博

私の所属している総務部は、男性3名、女性3名の6名体制で、総務・経理・情報システムと主に3つの業務を担当しています。

私は、経理の業務を中心に総務部全体の業務に携わっています。経理の業務は、単純に数字をまとめることと考えられがちですが、当然ながら当財団の各事業を知らずにまとめることは

できません。また、各事業を深くまで知ること
で、予算書や決算書を作成する際の戦略的経理
の考え方も経理以外の総務部の業務に反映する
ことができます。

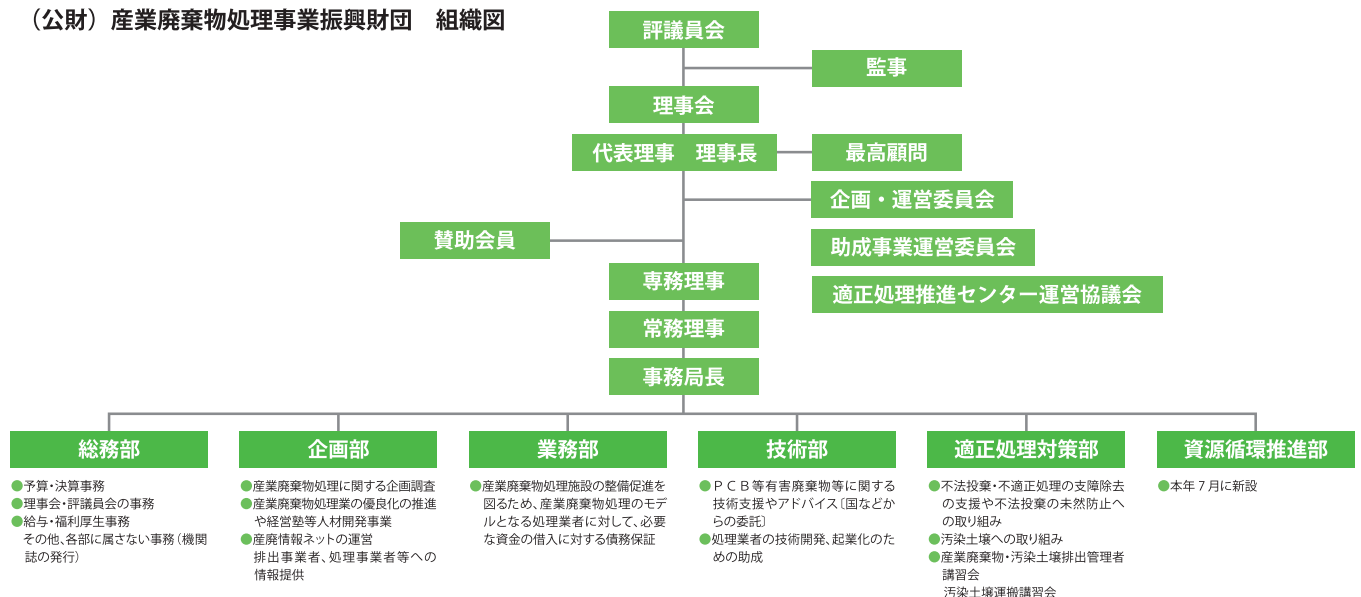
当財団の産業廃棄物に関連した多岐に渡る事
業全体を見渡し、役員も含めた他の5部署と良
好な関係を持ち、財団職員全員を財団の目指す
目標に向かわせることが総務部職員の使命です。
また、経理を担当していることで自分自身が経
営に携わっている気持ちを日々持ちながら仕事
ができることに、とてもやりがいを感じており
ます。

総務部の職員として、「Be involved in the
management」の気持ちを常日頃持ち続け、ゼ
ネラリストとして財団業務に携わり、今後さら
に研鑽していきたいと思います。

【当財団の事業】

債務保証事業	助成事業	適正処理推進事業	PCB等処理 推進事業
PCB廃棄物保管事業者 支援事業	残土・汚染土 関連事業	優良化推進事業	経営塾・ 経営塾OB会

（公財）産業廃棄物処理事業振興財団 組織図



企業

経営塾 OB会

紹介

ミナミ金属(株)

取締役 経営塾15期生
上畑 透

企業名 ミナミ金属株式会社

所在地 石川県金沢市打木町東1426番地

代表者 代表取締役社長 岡村 昇

設立 昭和53年4月

資本金 8,000万円

当社は昭和53年に大阪で創業し、今年で創業40年を迎えます。創業時は貴金属再生事業者として、廃通信機器に使われている貴金属部品の回収・再生事業を専門に行っておりました。当時、廃通信機器に使用されていた貴金属部品は、非常に細かな部品が多く、機械設備を使用しての分離は困難であり、手作業での分解と高度な技術が必要とされていました。当社では、回収貴金属の含有率を上げるために、徹底的に技術力向上に努め、その結果、回収貴金属の純度向上のみならず、作業効率の向上、さらには貴金属以外の鉄・非鉄・プラスチックなど様々な素材の分離選別技術・知識の向上に成功致しました。

当社の貴金属回収をメインとする通信機器リサイクル事業が順調に軌道に乗り、事業を展開していた時期は、日本国内の景気も継続的に向上している時期でもありました。国内の大手製造メーカーの中では、企業の社会的責任として事業活動で得た利益を社会に還元するべきであるという風潮の中、メーカー自らが使用済み機器の市場からの回収・再資源化に取り組むというトレンドが生まれていました。当時は大型破碎機による破碎・選別が一般的な処理方法でしたが、各メーカーは再資源化をする際の「再資源化率」の向上を目指して、新たな再資源化方法を模索しておりました。そんな折、弊社の「手作業での解体選別」がメーカー担



パソコン手作業解体の作業風景



複合機手作業解体の作業風景

当者の目に留まり、その後の当社の中心事業となる「OA機器手作業解体事業」の開始となりました。

弊社のOA機器手作業解体事業は、その再資源化率の高さが評価されて、複数の大手メーカーとの契約に広がり、その後の弊社の事業規模拡大につながりました。OA機器解体時に取り出される電子プリント基板には貴金属部品が使用されていたため、その取扱量の増加は、従来より本業としていた「貴金属再生事業者」としての地位確立にもつながることとなりました。

弊社は現在、東北から九州にかけて10カ所の産業廃棄物中間処理工場を保有し、大型車両をはじめとした75台の収集運搬車両にて全国47都道府県の産業廃棄物収集運搬業許可を取得しております。こうした事業規模拡大にあたり、コンプライアンス・ガバナンス強化のために、ISO14001(環境)OHSAS18001(労働安全衛生)ISO27001(情報セキュリティ)の3つを認証取得。各マネジメントシステムの運用により、事業の効率化や安全体制の強化のみならず、企業としてのガバナンス強化にも成功致しました。その他、産業廃棄物処理業の優良化認定取得以外にも、2013年に施



行された、携帯電話やパソコンなどの品目を対象とした「小型家電リサイクル法」の国内第一期認定事業者としてライセンスを取得するなど、様々な方面でのコンプライアンス強化に努めております。

社会貢献活動の面では、従来より継続的に全国各地で海岸清掃や植樹活動などの環境活動を行ってまいりましたが、近年では、こうした活動に加えて、「限りある資源の有効活用に関する知識や意識を次世代の子供達に繋いでいく」ことを当社の使命と考え、小学生から大学生まで様々な方面での教育活動への注力を行っております。今後もこうした活動を精力的に行い、地域との共生や企業価値向上に取り組んでまいります。



基板からの金製錬教室(小学生対象)



国立大学での講義(非常勤講師委任)

(株)ジャパンクリーン

執行役員 経営塾15期生
杉澤 二千翔

企業名 株式会社ジャパンクリーン

所在地 宮城県仙台市青葉区中央三丁目2番1号
青葉通プラザ10F

代表者 代表取締役社長 杉澤 養康

創業 昭和62年5月25日

設立 昭和62年5月25日

資本金 6,500万円

【(株)ジャパンクリーンの始まり】

弊社は宮城県仙台市に産業廃棄物管理型最終処分場、群馬県館林市に総合中間処理施設・収集運搬部門を構え収集運搬→中間処理→最終処分までを自社の一貫した管理体制の下で行う廃棄物処理業者でございます。

弊社の始まりは平成8年、現在管理型処分場を構える仙台市愛子地区での安定型処分場の再生から始まります。黒く濁った川、廃棄物の地下放熱により部分的に進む雪解け、そこにいるはずの自然動物が住むことの出来なくなったこの土地を約3年の歳月をかけ再生させました。その当時の経験より産業廃棄物処理を担う私たちジャパンクリーンは、環境と人間社会の未来を守るという誇りを持ちながら、会社理念である「地球環境との共生」「地域との共栄」を社員一人ひとりが認識し、将来を見据えた意識改革と業態改革を目指しております。



中間処理施設

【中間処理施設、管理型処分場のご紹介】

産業廃棄物という人が人として豊かな生活を享受する上で避けては通ることの出来ない問題、その問題に真摯に向き合い環境破壊や公害の発生が起きないように、これからも私たちの豊かな生活が続き次世代に引き継がれる様に、安全管理を行えるオープンな施設となっております。

廃棄物を扱う上で求められる「適正な処理方法」「正しい環境保全」「安心で安定した処分」…。このような社会のニーズに答える為に必要なことは「当たり前のことを当たり前に行う」といったシンプルなことではないでしょうか。

そのことを踏まえて、私たちジャパンクリーンの最大の特徴は何か。それは「徹底した管理体制」です。環境を破壊、汚染しない事。地域の迷惑施設にならない事。処分場を止めない事。廃棄物に関わる会社としての「当たり前」を日々の業務を通して行っております。



管理型処分場 全景

もし皆さま機会がございましたら、是非一度私たちの施設に見学に来ていただければと思います。ジャパנקリーンでは「見ていただける処分場」として大気調査・水質調査結果の公開、見学の受け入れを随時行っております。未だ払拭されない廃棄物の負のイメージが一掃される施設、管理では日本一と自負しております。

【地域の方との取り組み】

「地域との共栄」を基本理念に掲げる弊社では地域の方がたとの交流をととても大切にしております。



芋煮会の様子

代表的な活動としては「芋煮会」です。毎年10月に地元の方をご招待してビンゴ大会やカラオケ等の様々な催しを行っております。年々地元の方の参加人数も増え、遠方の親戚の方やお孫さんの代までと、地元の枠を超え今では集会場が満杯になるほどの参加人数となっております。

その他、月2回早朝に行う周辺地域の清掃活動、弊社管理型処分場から放流をしている広瀬川への稚魚放流会への参加、処分場周辺への植林植樹活動など、同じ地域の一員として一緒に様々な活動を行いこれからもこの地で一緒に共栄しながら歩んで行ければと思っております。

【ジャパנקリーンのこれから】

廃棄物処理は、地域や自然環境と共生し、人々が安心して生活をしていく為に欠かすことの出来ない大切な仕事です。そして私たち人間が生活を続ける限り発生し続けるものが廃棄物です。ジャパנקリーンでは社員一人ひとりがこの想いを強く持ち、環境効率・環境負荷・環境問題の知識を深め、次世代に明るい未来を継承できる企業を目指しこれからも成長していきます。

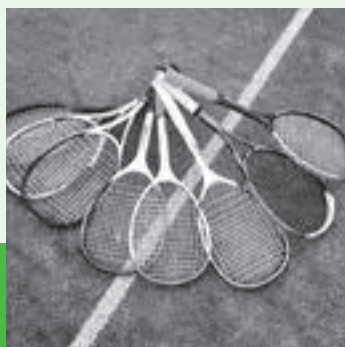


みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動

仕事に対する「頭の良さ」とは何でしょうか。私は、「学校の成績がいい」ことではなく、「チームで成果をあげていく能力」と考えています。どんな仕事でも、自分一人だけで完結するものはまずありません。一見、一人で回しているようでも、必ず誰かのサポートを受けていたり、自分の仕事が誰かのサポートとなっていたりします。

チームとして成果をあげていくためには、メンバーそれぞれが相手の考えをすばやく理解すること、自分で積極的に動くことが不可欠です。すると、自然とその周囲の人も動きやすくなっていきます。各自が他の人のやっていることを見ながら、自分自身もサッと動けるような準備ができていたため、何かあったときにも、リカバリーやフォローができる。それが結果として、チームの成果に結びつきます。

スポーツは、練習することで上達していきます。



テニスラケット



焼却チーム

仕事における頭の良さも同様に、トレーニング次第で鍛えていくことができると考えます。私は小学生から大学生の間、テニスとアメリカンフットボールに励み、心身ともに鍛えてきました。部活動の顧問からスポーツを通じて、人と人との出会いが自分の人生を豊かにしていくこと、「チームワーク」を学びました。今の私は仕事に対する「頭の良さ」は現状では満足しておりません。チームの成功のために自分にできる仕事は何か。これから、「仕事における頭の良さ」を鍛えていきます。今後ともよろしくお願いいたします。

株式会社 明輝クリーナー 大塚翔太

四方山話

頭の良さ

経営塾14期生 大塚 翔太

編集後記

本号より編集後記を担当いたします。

私ども機関誌も今回で第92号。あと少しで100号の大台に達します。これまでNEWSを支えていただきました皆様、とりわけお忙しいなか、記事をお読みいただいている読者に謹んで御礼申し上げます。

私事で恐れ入りますが、産業廃棄物にかかわる仕事はおよそ10年ぶりです。この10年余りの間の変化はまさに革命的と感じております。

以前からお世話になっていました全国産業廃棄物連合会は今では、全国産業資源循環連合会と改称されました。環境省の廃棄物リサイクル対策部も、今では環境再生・資源循環局です。経団連の自主行動計画は、1990年代に温暖化対策編と廃棄物対策編の二つでスタートしまし

たが、廃棄物対策編は今では循環型社会形成自主行動計画へと進化を遂げています。当財団が新規事業として検討している廃棄物資源化推進事業を担当している部署も資源循環推進部です。今やまさに「循環」のラッシュ。今まで処理・処分されていた廃棄物を単なる廃棄する「モノ」としてとらえるのではなく、まず資源としてとらえ、利用する。こうした循環型社会が実際に産業や生活に根付いている。日本の「循環」は世界のトップクラスにあると実感しております。

中国の廃プラなどの輸入制限が昨年から私たちの世界でも話題となりましたが、ヨーロッパから学んだはずの中国の循環経済は依然として理想と現実と大きなギャップがあることが明らかとなっています。環境汚染状況を把握するために、現

在第2回汚染源センサスが実施されていますが、廃棄物では、危険物だけで年間7000万トンが環境統計に組み入れられていないことが報道されています。処理能力不足からその多くは適正処理が行われていないものと推測されますが、日本の過去の事案と比べましても、その規模や影響は甚大なものです。日本と中国との環境協力に従事している専門家が中国の廃棄物政策と現場の実態に対して悲鳴を上げる一方、日本を訪れる3000万人近い観光客は口をそろえて日本の清潔さや循環型社会への取り組みを称賛しています。

日本の「循環」にはまだ多くの課題がありますが、そうした課題に取り組む姿を世界が目撃しており、今後の国際協力には可能性があるのではないかと感じています。(青山)



最寄駅：東京メトロ銀座線 虎ノ門駅(9番出口)より徒歩1分
 東京メトロ千代田線・日比谷線・丸ノ内線 霞ヶ関駅より徒歩5分
 都営地下鉄三田線 内幸町駅より徒歩5分
 JR線・都営浅草線 新橋駅(日比谷出口)より徒歩10分

産廃振興財団NEWS 2018.10 vol.26 No.92

発行日 平成30年10月31日

発行人 加藤 幸男

発行所 公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
 〒105-0001
 東京都港区虎ノ門1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル10階
 TEL (03)4355-0155 FAX (03)4355-0156
 URL: <http://www.sanpainet.or.jp>

印刷 (株)環境産業新聞社

